

令和5年10月10日

区民部 区民課

戸籍法の一部改正に伴う広域交付等について

1 概要

「戸籍法の一部を改正する法律」が令和元年5月24日に成立し、同月31日に公布された。これにより、「戸籍情報連携システム」を利用して、新たに以下の証明書の発行事務を取り扱うこととなる（令和6年3月施行予定）。

- (1) 本籍地が江東区以外の市区町村の方の戸籍または除籍に記録された事項を証明する戸籍証明書等（広域交付）
- (2) 戸籍電子証明書提供用識別符号等通知書
- (3) 届書等情報内容証明書（受理地又は本籍地が江東区の場合に限る）

2 周知方法

区報、区ホームページより周知する。

3 その他

新たに加わる各証明書の事務手数料については、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」を改正する政令が公布され次第、条例改正の手続きを行う。